

品川区告示第319号

下記の者10名に対して、地方税法第331条および国税徴収法第54条の規定に基づく通知を交付しようとしたが、住所および居所が判明しないため、地方税法第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類は企画経営部税務課において保管し、申し出があればいつでも交付する。

氏名	小嶋健太
	辻花凜
	中込亮介
	戸邊愛海
	LILLY EVIN AUSTIN SADAO
	恒木貴晴
	中野竜弘
	篠原紘平
	森川遥翔
	CHAO CHENG HSIANG

令和8年 6月11日

品川区長 森澤 恭子